

## 川口市道路反射鏡の新規設置について

川口市では、町会・自治会等地域からの要望により市道において見通しの悪い交差点やカーブ等において、安全確認のための**補助施設**として道路反射鏡を設置しています。

交差点通行の原則は、道路反射鏡の有無に関わらず、最終的には**目視による安全確認が義務**となっています。

しかし、道路反射鏡を設置した交差点において、道路反射鏡だけを確認して目視による安全確認を怠り、一時停止せずに交差点へ進入し事故が発生する事案もあります。

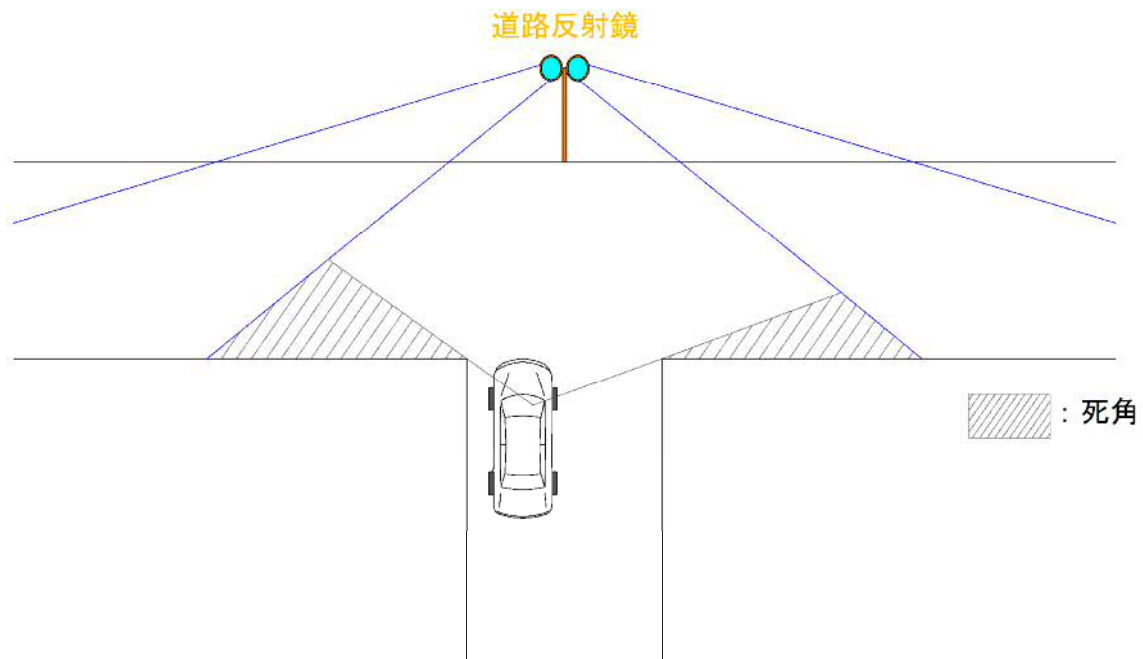
また、鏡面には「**死角**」が発生する短所もあります。

その様なことから、道路反射鏡を設置することにより交通事故を誘発し、交通ルールの無視を助長することもあります。

これらを踏まえ、川口市では、更なる安全対策に資するための道路反射鏡の設置基準を定めました。

今後は、この基準により現地状況の確認を行い、設置可否の判断をしていきます。

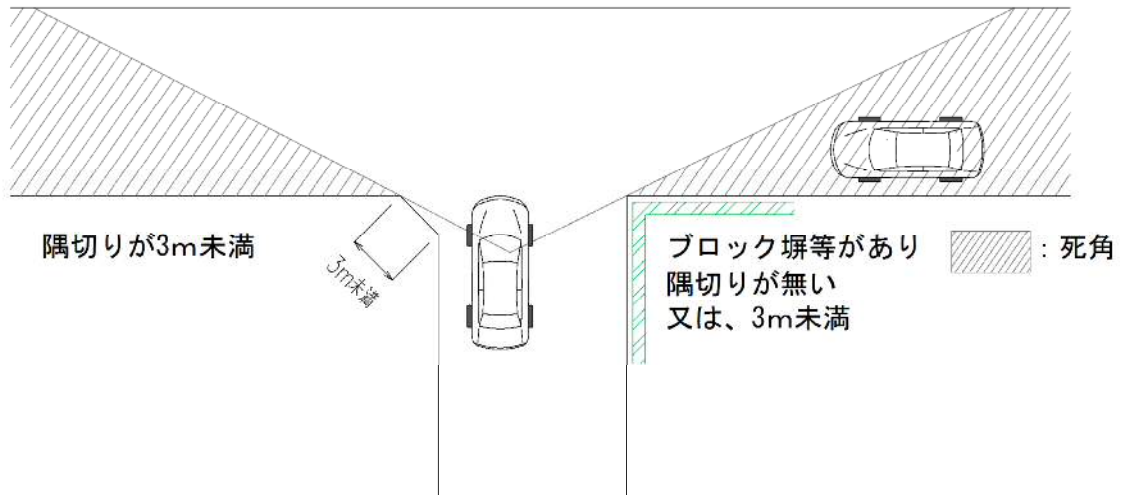
### ◆ 道路反射鏡の見え方



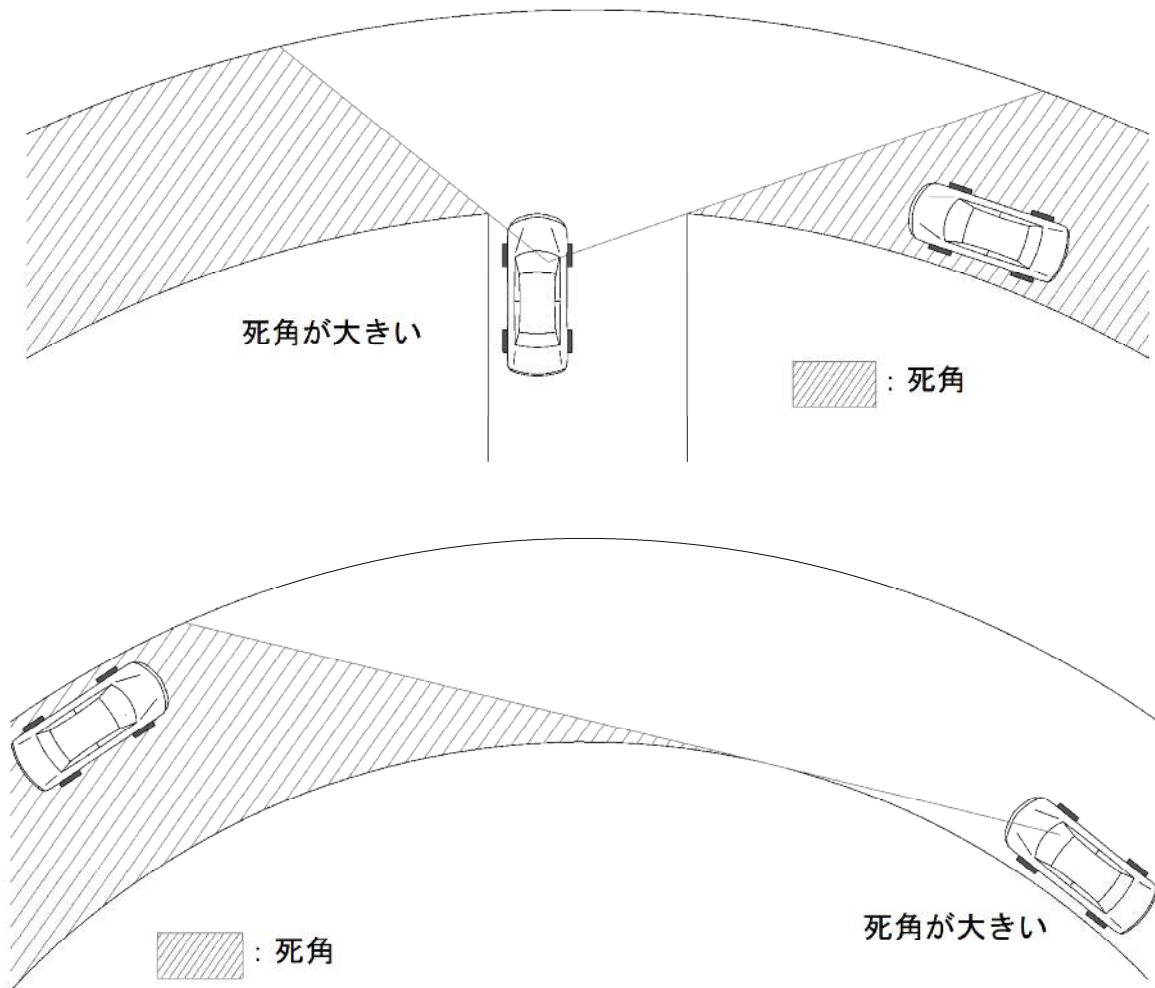
- 道路反射鏡には、死角があり、全てが見通せるわけではありません。
- 鏡は、反対に映り、左右が逆に見えるため誤認を招く可能性があります。
- 道路反射鏡に映る車は、遠くにいるように見えるため、距離や速度の感覚が異なります。

◆ 道路反射鏡を設置することができる箇所

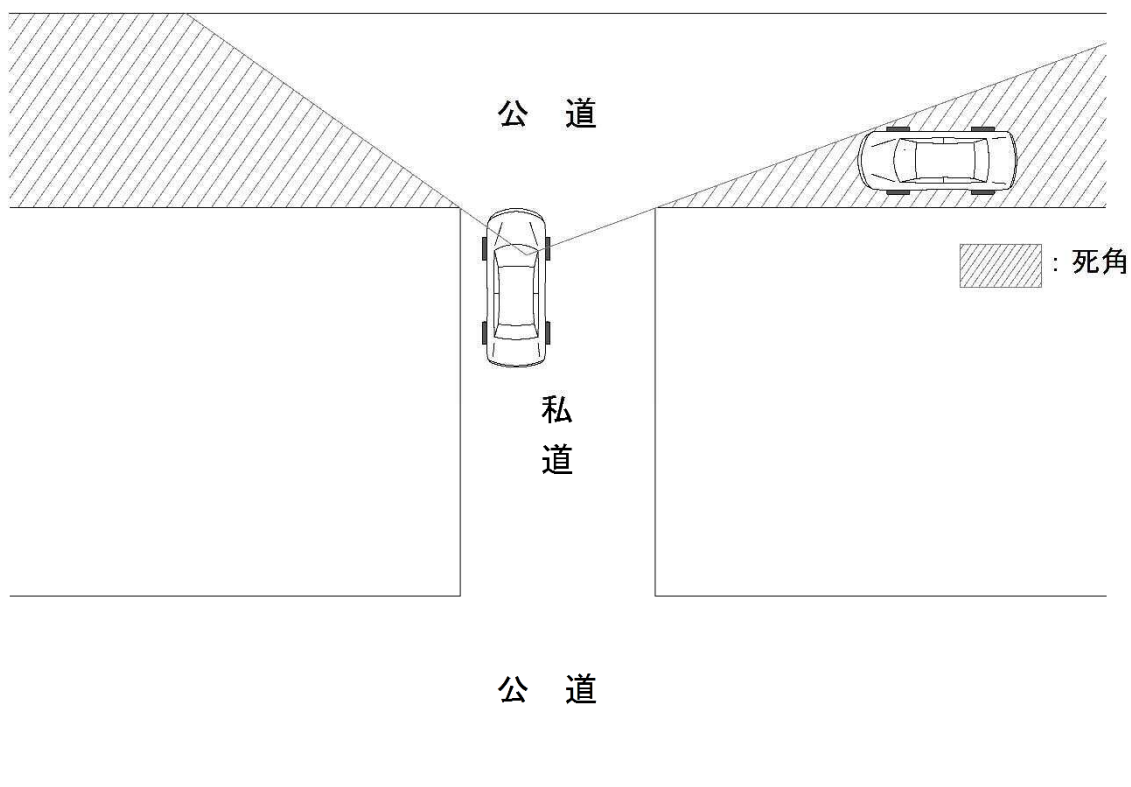
(ア) 交差点で隅切りが3m未満かつ、見通しが悪い箇所



(イ) 公道の湾曲部または曲線部において、見通しが悪い箇所



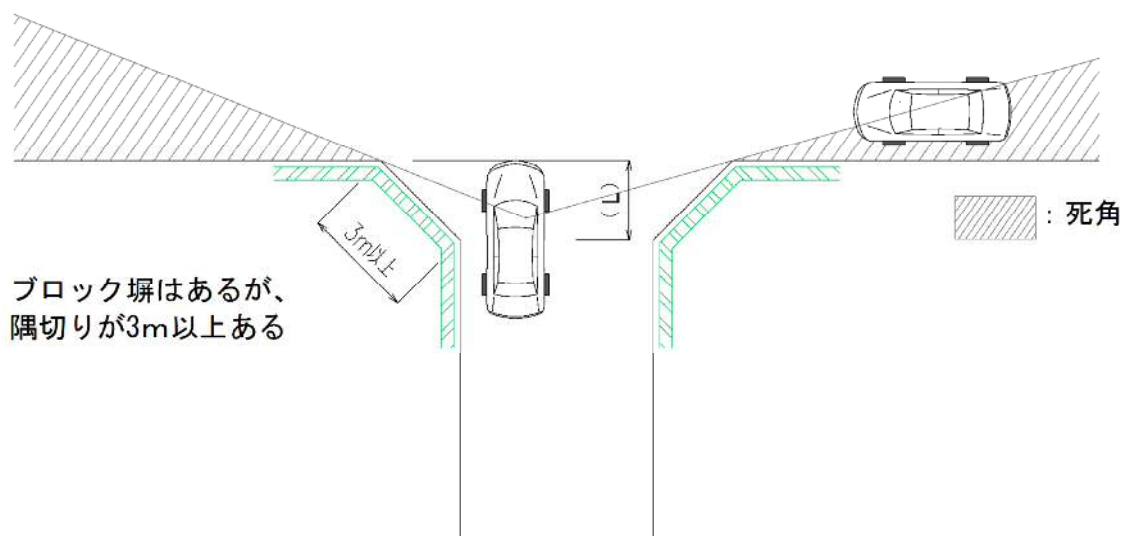
(ウ) 車両が公道から公道へ通り抜け可能な私道



## 道路反射鏡を設置することができない箇所

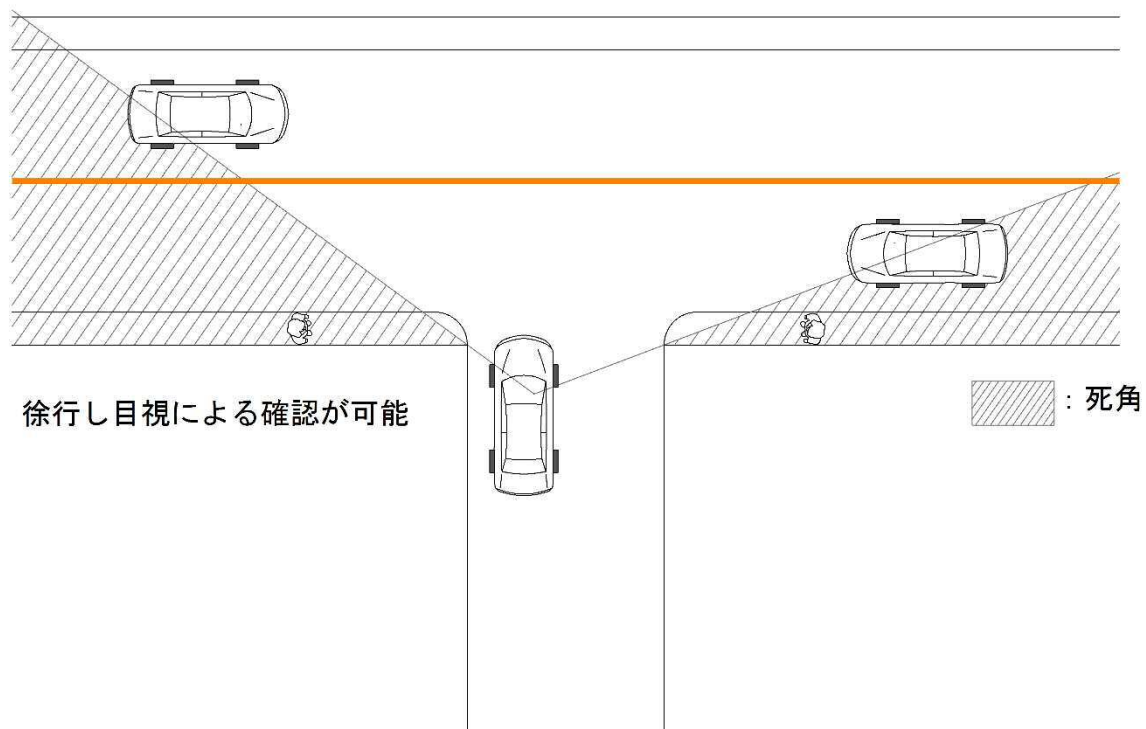
(ア) 交差点で隅切りが3m以上有り、徐行し目視による右側の安全確認が可能な箇所

- ・ 隅切り延長 (L) 分前進し、目視が可能であるため

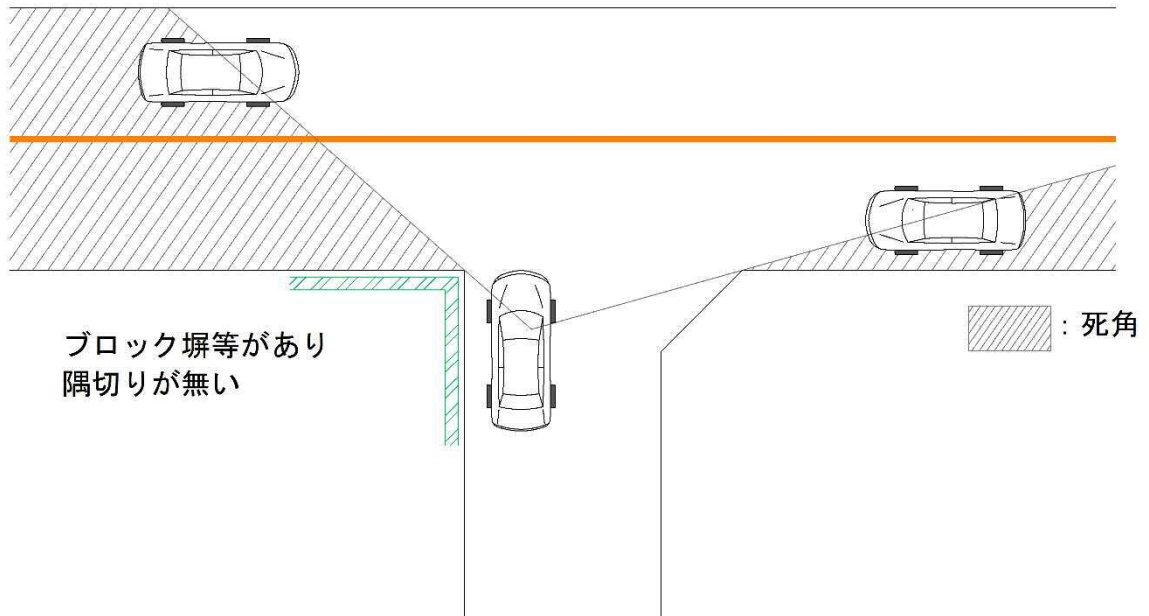


(イ) 交差点に進入する側に歩道があり、徐行し目視による右側の安全確認が可能な箇所

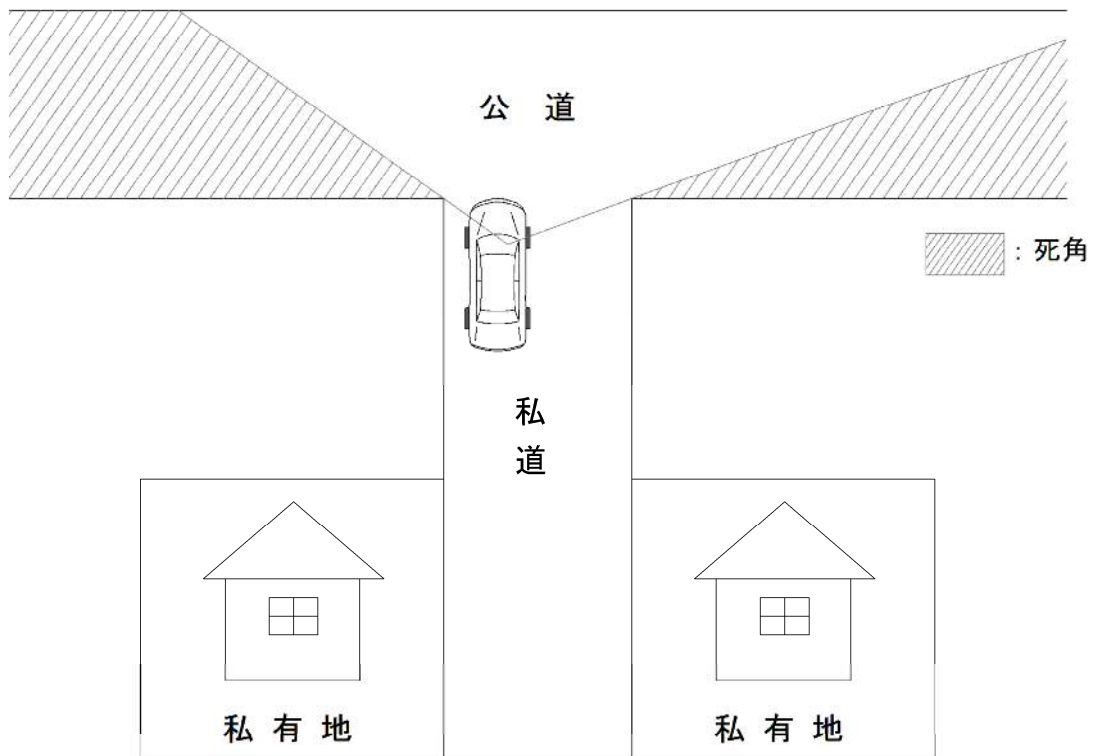
- ・ 歩道幅員分は前進し、目視が可能であるため



- (ウ) 中央線のある交差点で左側のみ見通しが悪い箇所 (右側の見通しが良ければ設置しない)
- ・ 左側は、下図の車両位置より、さらに前進して確認できるため、目視が可能であるため



- (エ) 私道および私有地から公道への出入口などの利用者が限定される箇所



- (オ) その他道路等の状況から設置が困難な箇所
- (カ) 国道と県道が交差する箇所
- (キ) 一時的に（草木の茂み・駐車車両等）見通しを阻害している箇所

道路反射鏡を設置することができるかと判断する箇所においても、設置可能な場所が確保できない場合は、設置しない場合もありますのでご了承ください。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。